２　令和五年春開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を令和四年秋開始接種とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第一項の規定は令和五年四月一日から、第三条並びに次条第二項及び第三項の規定は同年五月八日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則（以下この項及び第三項において「第二条改正前旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）に対して、同日以後に第二条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（第三項において「第二条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

２　第三条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種については、第三条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（次項において「第三条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種とみなす。

３　第二条の規定の施行の日前に第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）であって、同日以後に第二条改正後旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けていないものに対して、第三条の規定の施行の日以後に第三条改正後旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種」又は令和四年秋開始接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。